

平成23年度行政監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成23年度に実施した行政監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次
佐渡市監査委員 根岸勇雄

指 摘 事 項	改善措置等の状況
<p>(1) 現金出納簿の整備について 現金出納簿で整理されておらず、記録整理に不十分な部署が散見された。会計課におかれては、現金出納簿の書式を示し、記録整理を徹底し、出納員の検査を受けるよう指導されたい。</p>	<p>現金出納簿の書式を定め、記録及び出納員への報告について指導した。(会計課)</p>
<p>(2) つり銭の交付について 一部につり銭が用意されておらず、慣例として担当者による両替や、当日あるいは前日以前の収入から対応している例がみられた。これは、ややもすれば不明金を生むことになり、ひいては事故につながるおそれがあるので、必要なときにはつり銭の交付を受け、不要になったら直ちに返却するというシステムを強化されたい。 また、必要以上につり銭の交付を受けている例もみられた。地方自治法において歳計現金は、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないとされているので、つり銭の交付を受ける際は必要最小限度にとどめるよう、必要額を精査されたい。</p>	<p>当日あるいは前日の収入からつり銭対応できれば、つり銭を交付する必要はないと考える。ただし、恒常的に当日あるいは前日の収入からつり銭対応ができない場合は、交付する必要があるが、今回の指摘で必要なつり銭を請求していない施設があったため、必要な手続きをとってもらい交付した。また、閉鎖した施設のつり銭が支所で保管されていたことが確認されたため、速やかに返還させた。なお、必要以上につり銭の交付を受けているとの指摘があるが、一部の行政サービスセンターでは、つり銭の必要額を督促状発行直後のつり銭を多く必要とする日に設定しているため、普段必要のない日は、金庫で保管しているものである。(会計課)</p>
<p>(3) 現金の保管について 現金を収納当日金融機関に納付できないで翌日以降に行う場合、一部に施錠可能ではあるが、キャビネットに保管しているものが見受けられた。佐渡市財務規則において「堅固な容器」に保管すべきと規定されているので、業務終了後の管理については適切になされるよう指導されたい。</p>	<p>キャビネットで保管していた現金を、監査指摘時以降は金庫で保管している。(税務課)</p> <p>一部の施設においてキャビネットでの管理となっており、施設の管理等を徹底するよう指導した。また、現金取扱のマニュアルを作成し、社会教育課関係施設及び各教育事務所にマニュアルの指導を行った。(社会教育課)</p>